

第 4 弾 介護職員処遇改善支援補助金について

大室さくら苑の配分ルールの説明

1 事業の目的

本事業は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）に基づき、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、令和 6 年 2 月から 5 月までの間、介護職員の賃金を 2 % 程度（月額平均 6 千円相当）引き上げるための措置として、「介護職員処遇改善支援補助金」を交付するものです。

2 賃金改善の対象者

- ① 介護施設に勤務する介護職員
- ② その他の職員（①の半分程度）
- ③ 本事業の対象外は以下の通り
 - ・ 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の職員
 - ・ 試用期間の職員
 - ・ 休職中の職員
 - ・ 欠勤率が 20%以上の職員
 - ・ 退職日が決定している職員
 - ・ 就業状況に問題のある職員

3 今年の 4 月から 7 月まで、補助金による交付

介護職員及びその他の職員のベースアップ等にあてて。

4 申請・交付のスケジュール

2. 3 月	補助金による賃金引上げ開始月に、賃金引き上げを行う旨を伝える
4 月	補助金による賃金引上げの開始（処遇改善計画書等を県に提出）
5 月	補助金による賃金引上げ
6 月	補助金による賃金引上げ
7 月	補助金による賃金引上げ最終月
10 月	補助金による賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出

（1）正式「介護職員処遇改善支援補助金」 交付率

※ 4 月～7 月まで

サービス区分	交付率
・ 訪問介護	1. 2 %
・ 通所介護	0. 7 %
・ 介護老人福祉施設	0. 9 %
・ （介護予防）短期入所生活介護	0. 9 %

※この補助金の計算は、報酬とは別の補助金のシステムを用いることとしているが、出来る限り速やかに事業所へ補助金を交付する観点から、総報酬に上記交付率を乗じうることによって交付額を算出する。